# 社団法人北海道社会福祉士会かわら版

№37　February　2013　発行責任者　社団法人北海道社会福祉士会会長　柏　浩　文

## 「3月9日の総会に参加しよう！－公益社団の一歩を共に歩みましょう♪－」

社団法人北海道社会福祉士会会長　柏　　浩　文

少し遅くなりましたが、新年あけましておめでとうございます。本年も会員の皆様、関係機関の皆様にとって、健康で、益々ご活躍される１年になりますよう祈念いたします。本年におきましても、本会へのご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

さて、本会は本年４月から公益社団法人として新たにスタートいたします。今までにもまして、自分たちの資質向上が道民の福祉の向上につながる、また、北海道の福祉向上のためには、本会並びに社会福祉士の果たすべき役割を意識した活動が必要になります。それには、本会の取組もさることながら、各々の職場での社会人としての振る舞い、社会福祉士としての力量がより一層問われてくると考えます。

本会は、今後どのような道を歩んでいけばよいのか。基本的には、一人でも多くの会員の皆様と話し合い、作り上げていくことになります。会員数が 2 千人の大台になるのも時間の問題です。それに、北海道の大地は広いです。大所帯、広域性を踏まえた活動で、キーワードになるのが地域性と専門性だと考えます。会員が少しでも身近なところで研修に参加したり、交流が図れるにはどうしたらよいか。それには地区支部の再編と実施体制の強化が必要になります。専門性は、新生涯研修の実施や認定社会福祉士等の取得を進める中で、種別毎の研修をどれだけ意識できるか。しかし、これを実現するには、道や地区支部の役員等に加え、会員の皆様の更なる参加、協力が必要になります。なんとか本会の活動を盛り上げ、社会福祉士の認知度を高めていきたいと思います。

最後に、私事になりますが、今度の総会で役員を退任いたします。任期途中で社団法人に移行したため、通常８年の所を１２年、最後の４年間は会長を務めさせていただきました。この場をお借りしてお礼を述べさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

新たに船出する新執行部を引き続きよろしくお願いいたします。

### 会員名簿の発行に伴う「会員情報確認書」の提出のお願い

今年度、会員名簿を発行することになっております。掲載は会員番号・氏名（ふりがな）・勤務先名（勤務先がない場合は空欄）勤務先郵便番号・勤務先所在地・勤務先TELFax・勤務先職種コードになります。未提出の方は変更の有無にかかわらずご提出ください。本年6月以降に入会された方についても、会員専用HP（URL：httpo://Hokkaido-csw.or.jp）に「会員情報確認書」を掲載しておりますので、ダウンロードしファクスか郵送で事務局に必ず提出ください。

※締め切りは2013年２月24日（日）

※期日までに返送がない場合は、掲載可とみなしますので、ご留意ください。

☆☆もくじ☆☆

巻頭言・・・・１
研修報告・・・２
支部報告・・・４
事務局からの
お知らせ・・６

## 研修報告　Ⅰ

**地域包括支援センター対象「権利擁護実践」研修会に参加して**

星野美子先生から成年後見制度の活用の意義が説明されました。

まず社会福祉士が正確に成年後見制度の内容と理念を理解し、同時に権利擁護支援を必要としている本人の状態を的確に捉えます。そして後見人は支援者チームの一員ではなく、本人と並ぶ位置の存在であると認識します。その上で社会福祉士は本人をはじめ、家族・関係機関担当者それぞれに適した言葉で説明を行い支援の方針をチームで検討し介入開始するという内容でした。つまり実際に求められる「成年後見申立支援」は単なる「申立手続の代行」ではなく、本人の理解力と意思決定能力の違いに留意して総合的に判断能力を知る「本人の状態のアセスメント」をして後見の必要性を見極め、意思決定が困難に陥っている原因を追究してからの「本人の意思決定への支援」、自己決定・残存能力の活用・ノーマライゼーションを理念とした「関係者への説明」、実際の支援を定めた「方針の決定」であると解説されました。ここで言う本人の意思決定は成年後見制度利用の同意を確認することではないと重ねて強調されました。

本研修は日常業務で当然に使っている権利擁護支援の意味を改めて再考する良い機会となりました。

会員　佐々木　しのぶ

## 研修報告　Ⅱ

**担当理事　山本　幸治**

**福祉サービス第三者評価調査者継続研修を開催して**

昨年 9 月 23 日（日）及び 11 月 24 日（土）に、「福祉サービス第三者評価調査者継続研修」をそれぞれ開催しました。

各都道府県において、福祉サービス第三者評価事業を推進する推進機構を１つ設置することになっており、全国的には行政や社協による運営がほとんどの中、北海道は唯一社会福祉士会が指定を受け、評価調査者の養成や評価機関の認証等を行なっております。このたびは、評価調査者として活動を続けることを希望する方に対して継続研修を行いました。これまでの継続研修の講師は道外の学識経験者等でしたが、今回は全社協の評価調査者指導者研修を修了した道内の社会福祉士でもある評価調査者４名が務めました。

また、カリキュラムの内容についても、評価基準に基づいた評価であるかどうかについて評価機関と機構との間で取り交わされてきましたやりとりの蓄積（昨年末時点で道内の評価実績は 99 件）を反映したものとしました。道内の社会福祉士でもある評価調査者で継続研修の講師を確保できるようになり、また 100 件近い評価実績を活用できるようになったことは、北海道の社会福祉にとって大きな実績であると考えております。

会員の皆様におかれましても、今後とも第三者評価の受審促進にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 研修報告　Ⅲ

**担当理事　折目　泰則**

**２０１２年度　障がい者等地域生活支援セミナー報告**

１２月１日（土）札幌駅前の研修施設ＡＣＵにて、「障害者虐待防止法をどのように活かすか」をテーマに、６７名が参加して行われました。

平成２４年１０月１日、障害者虐待防止法が施行され、障がい者の虐待防止関連の研修は、他団体等でも行っていますので、専門職のキャリアアップを図ることを目的に、様々な職種で活動する社会福祉士会らしさの出る内容にしたいと、基調講演として「障害者虐待防止法の概要と課題」を弁護士の延命政之先生にお話しいただき、シンポジウムは「障害者の地域生活支援と虐待防止システム確立に向けて」をテーマに、シンポジストを児童関係から岩内厚生園園長高橋一彦氏、高齢者関係から旭川市神楽・西神楽地域包

括支援センター社会福祉士今井敦氏、障がい者関係から渡島・檜山圏域障害者総合相談支援センターめい所長藤原茂法氏から、それぞれの分野での虐待対策の現状をお話しいただきました。コーディネーターの札幌学院大学准教授松川敏道氏と延命先生にも参加いただきフロアの参加者を交えて、障がい者の虐待防止対策について、専門職としてどう向き合っていくか認識を共有し、今後の活動に活かしていけるセミナーになったと思います。

## ■　地区支部活動報告

### ●　道央地区支部

道央地区支部では３月３０日に「各分野の虐待防止の対応から社会福祉士の権利擁護を考える」をテーマに、当会相談役の奥田龍人氏の基調講演と、児童・高齢・障がい、そしてＤＶの各分野の実践者をお招きしてシンポジウム形式で共通基盤研修兼権利擁護セミナーとして開催いたします。詳細については同封の案内をご覧ください。

これは道央地区支部が今期策定の中期計画において行われるもので、社会福祉士の基盤の質の担保を行うことを目的とし、日本社会福祉士会発行の「新・社会福祉援助の共通基盤」テキストの６領域を基に、社会福祉士セミナーと合わせて各ブロック持ち回りで開催をいたします。来年度は石狩で「権利擁護」、空知で「生活支援」、後志で「地域支援」を開催予定です。詳細が決まり次第皆様にご案内させていただきます。なお、内容についてご希望がある場合は道央地区支部主催研修の際にございますアンケートにご記入ください。

また、地域包括委員会では２月２３日に評価シート・高齢者虐待対応研修、３月２３日に高齢者虐待フォローアップ研修を開催いたします。これは対象施設に案内をお送りいたしますのでご参照ください。

### ●　オホーツク地区支部

こんにちは、オホーツク地区支部です。関係各所の皆様方には、昨年も大変お世話になりました。本年も私どもオホーツク地区支部をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、これまでの活動報告ですが、12月8日に地区支部全体会を行いました。全体会では新年度予算について提案をいたしましたが、予算の話だけではなく次年度の事業のあり方などについて意見が出され、今後の活動に繋がる全体会となりました。

また、12月11日にはオホーツク総合振興局との共催で、高齢者虐待対応ソーシャルワーク研修会を開催いたしました。研修会には50名のオホーツク管内の地域包括支援センター、保健所、総合振興局、市町村行政職員が出席し、北見市の地域包括支援センターで実際に対応した虐待対応事例についてグループワークを行いながら、虐待対応において理解を深めました。

今後の予定としては、3月末に権利擁護セミナーを開催することとなっております。

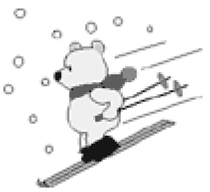

### ●　十勝地区支部

12 月に「社会福祉セミナー」、「権利擁護セミナー」をそれぞれ開催しました。

社会福祉セミナーでは、『生活保護とソーシャルワーク』をテーマにヒューマンハーパーAI 池田真紀代表に講演頂き、福祉事務所で実際にケースワーカーとして活動した立場より、専門職としてどう関わるべきか、受給者の自立に向けソーシャルワークを展開して行くことが重要であるとの説明がありました。また鹿川靖子会員・山口芳伸会員・坂村堅二氏会員より生活保護に関する実践報告があり、様々な問題にソーシャルワークを介在させることにより、結果が大きく変わってくることを知ることが出来ました。

権利擁護セミナーでは、市民後見人の養成や道内各地で計画されている権利擁護センター構想など、多様化する権利擁護の取組みについて学ぶ事を目的に実施し、旭川大学保健福祉学部・白戸一秀教授に「地域における権利擁護の新たな展開」と題して講演頂き、「権利擁護センター」の状況、特に白戸氏が関わって計画し実施される旭川市の権利擁護センターの計画時からの経過、機能等を学び、専門職として市民後見人養成や活動にどう関わるか等を学習しました。また鼎談「権利擁護を地域でどのように実現するか」をテーマに、白戸氏、田巻憲史会員、清野祥子会員により、それぞれ成年後見人や権利擁護活動に関わった動機や、現在のぱあとなあが行っている活動

の現状や課題、社会福祉士が行う権利擁護・成年後見人活動の意味や専門性、特徴について、それぞれの想いや考えをありのままお話し頂きました。

両セミナーを通じ、一つ一つに意味を持った関わり、社会福祉士として取り組むべき課題等を学ぶことができました。　　　　　　　（寺本圭佑、河瀬貴）

## ● 釧根地区支部

釧根地区支部では、平成２４年１１月１１日「地域住民と共に障がい者の差別をなくす！」と言うテーマで社会福祉セミナーを開催しました。

セミナーは午前中に五百蔵洋一法律事務所の関哉直人弁護士をお招きし「障がい者虐待防止法の理念とその意義」と言う内容で基調講演を行い、午後からは関哉直人弁護士が講師を務め、業務や活動等で障がい者福祉に携わる方を対象としたグループワークを行いました。

基調講演では107名が参加し、障がい者の尊厳・自立･社会参加と言った権利利益の擁護の為に制定された法律であることを強調した解説がなされ､「虐待＝悪」と言うイメージを持たず、“支援が必要な状況”と捉える視点の必要性、「グレーケース」に対し、親や支援者がいかに敏感に気付き対応が出来るか､そして本人自身が置かれている状況に気付き、相談することが出来るかが重要であることが強調されていました。

午後からのグループワークでは、４事例を検討しました。各事例、２０分程度で問題点と対応について話し合い、まとめと発表を行いました。講師より総括として、虐待は自分で判断してはいけない、判断基準を持ってはいけない、行為の１つではなく全体として捉えることが虐待防止につながる重要な点として解説されました。

今回の参加者は､当会の会員､弁護士､教員､PSW､障害福祉サービス事業所、行政などの他職種が集まりました。多分野に法律を知ってもらえたことやいろいろな視点で議論できたことは、とても大きな成果だったと思っています。

## ● 日胆地区支部

平成２４年１２月１日（土）平成２４年度「社会福祉士セミナー」（会場：苫小牧市労働福祉センター）を開催いたしました。札幌市北区幌北第３町内会会長小川富之氏をお招きし、「高齢者の孤立防止にむけた地域での取り組み」をテーマに実践報告をいただきました。住民相互のサポート体制や自主的なサロン活動等、近隣の学生ボランティア活動と町内会活動との連携等様々な町内会活動の実践報告をいただきました。現実に孤独死が町内会でも起きている状況から「孤独死を止めることは難しいかもしれないが、高齢者の孤立化なら止められるかもしれない。」という思いから現在の町内会活動に繋がっているとのことでした。当日は会員の他、地域住民や民生委員の方も多数出席していただき最後には小川様とそれぞれの地域における活動について意見交換を行いました。参加者自身がまだ町内会活動に参加できていない、参加はしているが、今日の話からまだまだ頑張らなければならないと感じたなどの声も聞こえ、大変良い学びの機会となったと思います。

実践報告の後には、「新生涯研修制度・認定社会福祉士制度について」北海道社会福祉士会西元臣二氏をお招きし説明いただきました。制度改正の概要や今後の研修進行のスケジュール等を中心に説明くださいました。今後も支部としても会員にむけ社会福祉士会活動の理解を深め積極的に参加をしていただけるよう活動していきたいと思います。（高橋）

## ● 道北地区支部

**◎ 活動報告**

○道北地区支部秋季セミナー及び第２回総会開催

11 月 10 日（土）稚内市総合福祉センターにおいて、秋季市民公開セミナー「市民権利擁護セミナーin わっかない｣及び道北社会福祉士会秋季セミナーを開催し、会員、関係機関、一般市民あわせて 45 名の参加がありました。

秋季市民公開セミナー「市民権利擁護セミナーin わっかない｣では、「高齢者・障害者虐待の現状と

課題」をテーマに、まず①「地域包括支援センターからみえる高齢者虐待の現状について」と題して、旭川市神楽・西神楽地域包括センター所長の今井敦氏に、高齢者虐待防止法及び高齢者虐待の状況や虐待が起こる理由等について、事例をもとに分かりやすくご説明いただきました。続いて②「障害者虐待防止法と地域での取り組み」と題して、上川圏域障がい者総合支援センター「ねっと」の山形千都子氏に、2012 年 10 月から施行された障がい者虐待防止法及び虐待防止施策や当事者への周知と権利を守るための活動や虐待防止の取り組み等について、詳しくご説明いただきました。最後に、③「北海道社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ北海道の取り組み」と題して、ぱあとなあ道北代表の平川俊彦氏に、成年後見制度及びぱあとなあ北海道の活動内容や課題等についてご説明いただきました。

3 名の講師の方には、高齢者・障害者虐待の現状と課題について、事例を通して一般市民の方々にもとても分かりやすくご講演いただきました。

市民公開セミナーに引き続いて実施した道北社会福祉士会秋季セミナーでは、「最近の障害者施策の動向について」と題して道北地区支部副支部長の佐藤雅幸氏に、障害者福祉の最近の動向について、改正障害者自立支援法、障害者総合支援法の概要等を含め、今後の動向が注目される障害者施策について、詳しくご説明いただきました。

秋季セミナー終了後、2012 年度第 2 回道北地区支部総会が開催され、馬場支部長の挨拶に続き、議場から八重樫徹会員を議長に選出し議事に入りました。議長進行により、資格審査の結果、118 名（議場出席 29 名、代理人 31 名、書面票決 58 名）の会員の出席により、総会は成立しました。議事として、第 1 号議案 2013 年度事業計画・収支予算の方向性について、事務局より説明を行い、議場からは特に質疑・意見等なく、議案は採決の結果賛成多数により承認されました。

皆様のご協力により、滞りなく総会を終了することができました。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

○第 10 回ワーカーズサロン

2012 年 12 月 20 日に上川中部ブロック活動　第 10 回ワーカーズサロンを開催しました。

今回は『保護受給者自立支援の現場で「新しい公共」に期待される役割とは？』と題して、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会事務局担当の櫛部武俊 氏をお招きして、同協議会が実践されている「生活困窮者の生活支援」、「生活保護受給者の社会的な居場所作り」、「地域の中間的就労を発掘し求職者の受け皿となることを目指す取り組み」について講演をしていただきました。

講演後は、現状や今後の動向などを踏まえ「保護受給者の自立支援」という機能が民間に委ねられる場合、受け皿となる民間の支援団体に期待される役割とはどのようなものかなどについて、行政、医療機関、就労支援を実践している機関などから参加いただいた49名の参加者をグループ分けし、櫛部氏との質疑も交えながら自由な意見を交わして情報を共有することができました。

◎ **活動予定**

○第 11 回高齢障害者の権利擁護セミナー

※前回のかわら版で 2 月 9 日予定としておりましたが、その後の関係団体間の協議の中で日程が変更となりましたので再度お知らせいたします。

日時：2013 年 3 月 16 日（土）
場所：旭川市大雪クリスタルホール

詳細については、共催する関係団体間で協議中です。詳細が決まりましたら、道北地区支部の皆様には郵送にてご案内をお送りするほか、地区支部のウェブサイト上にもご案内を掲載する予定にしております。

※　道北地区支部　公式ウェブサイトにも各種情報を掲載いたしますので、ご覧ください。
http://www.douhoku-csw.org/

文：道北地区支部　小笠原（広報担当）

## ●　道南地区支部

道南地区支部では昨年 11 月 23 日に「生活保護における自立支援」をテーマに社会福祉士セミナーを開催しています。若干期間は経過していますが、社会福祉士として多くのことを考える機会となった研修でしたので報告いたします。

生活保護制度は低所得者世帯との不公平感、不正受給、景気の低迷等による財政負担増等の理由から見直しが取り立たされています。そのような今だからこそ研修を通じて社会福祉士としてこの状況をどう捉え、考えるか「生活保護における支援」を学ぶ機会を企画しました。

講師は、厚生労働省社会保障審議会福祉部会の生活保護制度の在り方に関する専門委員会の委員でもある、首都大学東京の岡部卓教授を招きました。

岡部教授は、「福祉は人の幸せに関わり・つくること。1 人の生命・生活・生涯に関わるもの。そし

て福祉の仕事はとてもポジティブな仕事」と説明されました。

また、生活保護における自立支援について、自立を「自立」と「自律」に分け、「自立は自分の生活を自分の力で営むこと」、「自律は自分で自分のことを決めること」とし、さらに、「支援者は対象者に寄り添い、その人にあった生活改善のスキルを提供していかなければいけない。そして、その実践には人材とネットワークが必要であり、その要を社会福祉士が担っていく必要がある」と話されました。

分かりやすく、穏やかな講義でしたが、我々社会福祉士に求められる「視点」や「実践」を考えさせられる厳しい内容の講義でした。

現在、政府は生活保護費の削減を進めています。又、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を立ち上げ、報告書をまとめているところです。

今後、生活保護がどのように見直されていくのか、動向をじっくりと見極め、どのような支援が出来るのか、必要なのか、当事者の声を聴きながら支援のあり方を考えていく必要があると思います。

道南地区支部事務局　西元

☆今後の予定

2月16日　生涯研修基礎Ⅰ集合研修2：函館市青年センター

2月20日　成年後見事例検討会：未定

2月23日　3団体合同研修会：函館五稜郭病院

●3月～5月のスケジュール

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3月 | 第13回通常総会・第42回社会福祉士セミナー | 9 | かでる2.7 |
| | 日本社会福祉士会　理事会・総会 | 16 | 日本社会福祉士会事務局 |
| | 社会的養護関係施設　評価調査者養成研修会（北海道） | 23.24 | 北星学園大学A館 |
| 4月 | 第1回正副長会議 | 上旬 | シーズネット会議室 |
| | 高齢者施設内虐待防止に関する専門職チーム研修への派遣 | 13 | |
| | 第1回理事会（事業・決算報告） | 20 | 未定 |
| | かわら版38号発行 | 中旬 | |
| 5月 | 第2回正副会長会議 | 上旬 | シーズネット会議室 |

編集後記

会員のみなさま、あけましておめでとうございます。本年は北海道社会福祉士会も公益法人化され、新たな第一歩となる年になります。北海道の福祉を支える担い手としてますます責任重大となるようです。それぞれが日常行っている業務を通じて専門職としての力を発揮していると思います。様々な職場での出来事などたくさんのエピソードをお互いが共有しながら成長していけたらと思っています。毎度編集に悩みながらも事務局や担当の編集委員の方と力を合わせていますので今後ともよろしくお願いいたします。　編集　大島

会員の動向（12月31日現在）―

○　総会員数　1,727名

（男性：897名，女性：830名）

○　入会率　24.31％

○　新入会員数(転入含)　138名

退会員数(転出含)　0名

※入会申込書をご希望の方は当会までご連絡下さい。

社団法人　北海道社会福祉士会

〒001-0010

札幌市北区北１０条西４丁目１番地ＳＣビル２階

TEL　011-717-6886（月～金）

FAX　011-717-6887

9:30 ~12:00/13:00~16:30

E mail　info@hokkaido-csw.or.jg